

## 島根県障がい者基本計画に関する修正表

修正後（最終案）		修正前（パブリックコメント素案）		
[その他の修正]				
<b>第2編 第1章 1-(4)-①医療機関の利用状況から見た精神障がい者数 (P7)</b>		<b>第2編 第1章 1-(4)-①医療機関の利用状況から見た精神障がい者数 (P7)</b>		
<p>医療機関の利用状況から見た精神障がい者数は令和4年6月末現在で24,490人であり、入院患者は1,834人、通院患者は<u>22,656</u>人となっています。</p> <p>5年前との比較では、全体で1,059人、4.1%の小幅な減少となっています。また、入院患者数については124人、6.3%、通院患者数は935人、4.0%の減少となっています。</p>		<p>医療機関の利用状況から見た精神障がい者数は令和4年6月末現在で24,490人であり、入院患者は1,834人、通院患者は<u>23,656</u>人となっています。</p> <p>5年前との比較では、全体で1,059人、4.1%の小幅な減少となっています。また、入院患者数については124人、6.3%、通院患者数は935人、4.0%の減少となっています。</p>		
(単位：人)		(単位：人)		
		入院患者	通院患者	合計
平成28年度	人数	1,958	23,591	25,549
	構成比	7.7%	92.3%	100.0%
令和4年度	人数	1,834	<u>22,656</u>	24,490
	構成比	7.5%	92.5%	100.0%
増減	人数	▲124	▲935	▲1,059
	比率	▲6.3%	▲4.0%	▲4.1%
資料：障がい福祉課調		資料：障がい福祉課調		

修正後（最終案）	修正前（パブリックコメント素案）
<p><b>第2章 1-(1) 自立した地域生活の実現 (P12)</b></p> <p>障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように居住の場や日中活動の確保・充実、生活介護、就労支援、自立訓練など日中活動の<u>障害福祉サービス基盤や提供体制の整備</u>を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化します。</p> <p><b>第3編 1-(2) ①啓発・広報活動の推進 (P16)</b></p> <p>○「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を<u>深めることにより</u>、具体的な行動につながるよう取り組みます。（再掲）</p> <p><b>1-(3) ①権利擁護の推進 (P19)</b></p> <p>○障がい者による情報の取得利用や意思疎通を<u>進めるためには</u>、障がいの種類や程度に応じた情報取得の手段の選択や、住んでいる地域にかかわらず情報取得ができるよう体制の整備が必要です。</p> <p><b>2-(3) ②人材の確保・定着 (P29)</b></p> <p>○サービスの提供に必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図りながら、多様な人材の障がい福祉職場への<u>就労を促進させていく</u>とともに、障がい福祉人材の職場への定着を図ります。</p>	<p><b>第2章 1-(1) 自立した地域生活の実現 (P12)</b></p> <p>障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように居住の場や日中活動の確保・充実、生活介護、就労支援、自立訓練など日中活動の<u>障害福祉サービス基盤の整備、の提供体制の整備</u>を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化します。</p> <p><b>第3編 1-(2) ①啓発・広報活動の推進 (P16)</b></p> <p>○「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を<u>深めることにより</u>に、具体的な行動につながるよう取り組みます。（再掲）</p> <p><b>1-(3) ①権利擁護の推進 (P19)</b></p> <p>○障がい者による情報の取得利用や意思疎通を<u>進めるためは</u>、障がいの種類や程度に応じた情報取得の手段の選択や、住んでいる地域にかかわらず情報取得ができるよう体制の整備が必要です。</p> <p><b>2-(3) ②人材の確保・定着 (P29)</b></p> <p>○サービスの提供に必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図りながら、多様な人材の障がい福祉職場への<u>就労の促進させていく</u>とともに、障がい福祉人材の職場への定着を図ります。</p>

修正後（最終案）	修正前（パブリックコメント素案）
<p data-bbox="107 172 1037 204"><b>3-(1) 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進 (P38)</b></p> <p data-bbox="107 268 1115 491">これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等をさらに周知・啓発することによって障がい者の雇用の場を拡大するとともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や、個々の能力を発揮して生き活きと活躍し続けることができる環境づくりを一層進める<u>ことが必要</u>です。</p>	<p data-bbox="1135 172 2065 204"><b>3-(1) 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進 (P38)</b></p> <p data-bbox="1135 268 2143 491">これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等をさらに周知・啓発することによって障がい者の雇用の場を拡大するとともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や、個々の能力を発揮して生き活きと活躍し続けることができる環境づくりを一層進める<u>ことがが</u>必要です。</p>